

協議事項(1)

資料1

やまがた食の安全・安心アクションプランの令和7年度取組状況(概要)

課名	概要
<p>農業技術環境課</p> <p>資料 1-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心認証制度：制度の周知・取組推進（説明会を4地区で実施） 国際水準GAP／JGAP等：JGAP維持・新規取得支援、指導者・生産者向け研修を実施、取得・維持支援を継続 環境保全型農業：有機等の取組拡大と消費者理解醸成（販売促進・情報発信等）
<p>畜産振興課</p> <p>資料 1-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病発生予防：発生予防・予察のための各種検査を実施（高病原性鳥インフルはモニタリング検査） 飼料・動物用医薬品等：適正使用の指導、販売業者への適正販売指導を実施
<p>水産振興課</p> <p>資料 1-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産物の衛生対策（貝類の安全対策）：貝類の安全対策として、漁協に一元化した検査費用への補助を実施（イワガキ等の検査） 水産物の衛生対策（食中毒防止）：ノロウイルスを原因としたイワガキ食中毒防止のため、4～5月の採取の自主規制継続を指導 水産用医薬品の適正使用と衛生管理：養殖生産現場の実態把握の上、養殖環境改善等の技術指導・啓発を実施し、医薬品の適正使用を指導
<p>農産物販路開拓・輸出推進課</p> <p>資料 1-4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食農体験活動の支援：幼児・小学生と保護者等を対象に、収穫体験や親子体験教室等を支援 学校給食での県産活用支援：市町村支援を通じ、県産活用と理解促進を図る 推進体制・普及啓発：食育・地産地消推進会議の開催、食育セミナー等を実施
<p>食品安全衛生課</p> <p>資料 1-5</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監視指導・検査：監視指導計画に基づき実施、残留農薬等の計画検査は完了（違反なし） 食中毒予防：有毒植物・毒きのこ・ノロ等を中心に重点監視と注意喚起（大量調理施設も継続監視） HACCP・表示・危機管理／情報提供：規模に応じた指導助言、表示推進者養成、リコール等の対応・通報体制周知、推進会議等を通じ情報提供を継続

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）における
令和7年度農業技術環境課の取組みについて

1 安全で安心な県産農産物の提供の推進

○「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」の取組みの推進

- ・安全・安心ブランドとしての県産農産物の評価向上を図るために、県内生産者団体における認証制度の取組みを推進。12月に4地区で制度説明会を行った（12/8 置賜、12/9 最上、12/12 庄内、村山）。

○国際水準GAP認証取得及び「やまがたGAP」の取組みの促進

- ・農業高校4校のJGAP認証維持、1校の新規認証取得に向けた支援を行った。また、GAP指導者育成のため、普及指導員を対象に「JGAP指導員基礎研修」（8/6、7）及び「JGAP模擬審査」（9/1、2）を開催した。生産者に対しては、国際水準GAPの認証取得に向けた研修会を県内3か所で開催した（12/23、24）。
- ・「やまがたGAP第三者認証」は令和6年度（令和7年3月末）で終了。「やまがたGAP」の点検項目は、引き続き「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」内のGAPや、独自に実施するGAPとして活用。
- ・国際水準GAP認証取得・維持への支援8件（うち新規認証取得2件、取得予定1件）。国際水準GAPは認証取得の費用が高額であり、新規取得は出荷先からの要望への対応や輸出の意向のある法人等に限られ、年間1、2件と微増。

【やまがた農産物安全・安心取組認証制度の概要】

集荷団体が作成した栽培暦に則って生産された農産物を出荷前に分析し、残留農薬の安全性を確認してから出荷する制度。「公益財団法人やまがた農業支援センター」が認証。

【やまがたGAP】

県が策定したGAP（農業生産工程管理）で、取り組むべき「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野について点検項目と適合基準（満たすべき水準）を設定。国際水準GAPガイドライン非準拠。

【国際水準GAP】

GLOBALG. A. P.、JGAP等や、農林水産省が制定した国際水準GAPガイドラインに準拠するGAP。

2 環境保全型農業の推進

○環境保全型農業の全県的拡大

- ・本県における環境負荷低減に関する目標や事業活動の内容等を定めた「山形県みどりの食料システム基本計画」（R5.2月策定）及び、「やまがた環境保全型農業推進計画」（R7.3月策定）に基づき、有機農業、特別栽培、安全安心認証、GAP認証を一体的に推進した。
- ・環境保全型農業や各種認証制度について、市町村担当者に対するWeb説明会を開催（5/15）する等の対応により、環境保全型農業直接支払交付金等の取組推進や新たな認定制度である「みどり認定（通称）」の周知を図った。

○環境保全型農業に対する消費者の理解醸成

- ・消費者交流イベントとして、アンテナショップでの生産者の販売促進会「やまがた有機の里づくりフェア」（8～10月、4日間）や、県内販売店での有機農産物の販売促進会「オーガニックファーマーズマルシェ」（8～10月、4日間）を開催し、環境保全型農業に関する理解醸成と有機農産物等の消費拡大を図った。
- ・首都圏飲食店において、県産有機農産物等を使用したメニュー提供を行い、首都圏消費者に対するPR活動を展開した。
- ・情報サイト「山形eco農家」やSNSを利用し、環境保全型農業に関する各地の取組みや交流イベントの情報を随時発信した。

令和8年2月
畜産振興課

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）における
令和7年度畜産振興課の取組みについて

基本方針Ⅰ 県産農産物等の信頼性の確保【生産者に係る取組み】

＜安全で安心な畜産物の提供＞

1 家畜伝染病発生予防

家畜伝染病の発生予防及び監視のため、各種検査を実施する

主な取組み

- 家畜伝染病の発生を予防・予察するための検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 高病原性鳥インフルエンザの県内への侵入を早期に察知するため、モニタリング検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】

2 飼料や動物用医薬品等の適正使用指導

安全な畜産物を提供するため、家畜の飼養衛生状況の改善指導を行うとともに、動物用医薬品等の適正使用を指導する

主な取組み

- 家畜の飼料及び飼料添加剤、動物用医薬品等の適正使用について指導する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 動物用医薬品販売業者に対して適正販売について指導する【各総合支庁家畜保健衛生課】

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）における
令和7年度水産振興課の取組みについて**1 水産物の衛生対策****主な取組み**

◎貝類の安全対策について、生産者側の漁協に一元化した検査費用への補助を実施する。

【取組み内容】

▶県漁協への検査費用の補助（庄内総合支庁）

・イワガキ（大腸菌・一般細菌・ノロウイルス・海水中の大腸菌）

⇒庄内沿岸7海域毎に検査

・イガイ（貝毒）

⇒庄内沿岸1海域で検査

◎ノロウイルスを原因としたイワガキの食中毒を防止するため、4月から5月までの採取の自主規制を継続して指導する。

2 水産用医薬品の適正使用と衛生管理の推進**主な取組み**

◎養殖生産現場の実態を把握し、養殖業者に対する養殖環境の改善などの技術指導や啓発を実施する。

◎安全・安心な養殖生産物の供給のため、養殖業者に対して水産用医薬品の適正使用を指導する。

令和8年2月
農産物販路開拓・輸出推進課

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）における
令和7年度農産物販路開拓・輸出推進課の取組みについて

基本方針Ⅲ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築【県民各層への働きかけ】

＜生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映＞

食育・地産地消の推進

関係団体・市町村と連携し、食育・地産地消の普及・啓発、県産農林水産物に関する理解促進を図る。

主な取組み

- 幼児及び小学生とその保護者等を対象とした、セルリーの収穫体験や「食の都庄内」里山の食の恵み親子体験教室等、地域での食農体験活動への支援。
- 市町村に対して、学校給食における県産農産物の積極的な活用を支援することにより、子どもたちの地域の食と農に対する理解を促進。
- 食育・地産地消推進体制の強化を目的に「山形県食育・地産地消推進会議」を開催。
- 本県の食と農の魅力や価値を広く発信するとともに、食育・地産地消の重要性について県民の理解増進を図るため、「やまがた食育セミナー」として、子どもが作るお弁当教室や朝食レシピ教室を開催。

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）における
令和7年度食品安全衛生課の取組みについて**○基本方針2 食品の安全・安心への確保【食品事業者への働きかけ】****1 食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実**

不良食品（輸入食品を含む）の流通を防止するため、食品等事業者への監視指導を充実するとともに流通食品の残留農薬、残留動物用医薬品等の検査を実施します。

主な取組み

- 令和7年山形県食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導を継続して実施した。
【保健所】
- 県内で製造又は販売される食品の安全確保のため、農産物、動物用医薬品、飼料添加物などの有害物質や食品衛生法で定められた成分規格等について計画した検査を実施した。（計画に基づく検査はすべて終了、違反事例はなし）。【保健所、食肉衛生検査所、衛生研究所】

2 食中毒予防対策

各監視強化月間における重点監視と大量調理施設を含む食品等事業者への指導を徹底し、食中毒の発生防止のため、県民へ各種媒体を用いた啓発を実施します。

主な取組み

- 有毒植物（4月、夏期（7月）、食肉衛生（9月）、有毒きのこ（10月）や年末（12月）に、効果的な監視となるように計画を立て、監視指導を実施した。給食等大量調理施設についても、監視指導計画に基づき継続して監視指導を実施した。【保健所・食肉衛生検査所】
- 食の安全ほっとインフォメーションや市町村広報誌等を通じて有毒植物や毒きのこ、ノロウイルス等による食中毒に関する情報を発信した。【食安課】

3 HACCPに沿った衛生管理の徹底

食品等事業者が行うHACCPに沿った衛生管理の運用を推進し、食品等事業者による自主的な衛生管理の向上を図る。

主な取組み

- 食品等事業者の規模や形態に応じた指導助言を継続して行った。【保健所】
- 山形県食品衛生協会や関係機関と、HACCPの運用状況の情報共有を行い、連携した啓発を継続して実施した。【食安課】

4 適正な食品表示の確保と徹底

アレルギー表示の改正

「くるみ」を義務表示（特定原材料）へ追加：令和7年3月31日まで経過措置期間
「マカダミアナッツ」を推奨品目（特定原材料に準ずるもの）へ追加：令和6年3月28日から追加
⇒ 適正な表示の確保を図る。

主な取り組み

- 食品営業許可更新時の実務講習会等、継続して周知した。【保健所】
- 食品適正表示推進者養成講習会を2会場（村山地域・庄内地域）で開催した。
【食安課、（公社）山形県食品衛生協会】

5 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実

食品等事業者が健康被害につながる情報を得た場合の健康被害の発生及び拡大防止を図る体制について指導助言する。また、食品リコールの報告の徹底と円滑に回収を行うためのトレーサビリティに係る記録の徹底を指導する。

主な取り組み

- 食品等事業者に対して、製品による健康被害発生のおそれがある場合は、食品等事業者による速やかな食品リコールの実施と、被害の発生及び拡大防止対策に係る対応について指導助言を行った（食品リコール対応：11件）。
- 健康被害が発生した場合の速やかな保健所への通報を徹底するように、継続して周知した。

○基本方針3 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築 【県民全体への働きかけ】

1 生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と政策への県民意見の反映

意見交換会の開催により、関係者間の相互理解の促進に務めるとともに県の施策に対する県民の意見を聴取する。

「山形県食の安全推進会議」を開催し、県が実施する食の安全・安心に関する施策に関し意見等を聴取し、幅広い分野の方々の意見を県の施策に反映する。

主な取組み

○食の安全推進会議の開催状況

第1回 令和7年7月22日（火） あこや会館

内 容：やまがた食の安全・安心アクションプランの令和6年度及び令和7年度取組状況について

第2回 書面開催

内 容：やまがた食の安全・安心アクションプランの令和7年度取組状況について
令和8年度山形県食品衛生監視指導計画について

○ss 食の安全推進交流会開催状況

日 程：令和7年7月23日（水） 場所：山形ビッグウィング

参加人数：144人

内 容：（1）県からの情報提供

（2）講演「食中毒の防止に向けて 原因微生物の脅威には科学の力で」 【食安課、(公社)山形県食品衛生協会】

○県ホームページやSNS等で食品衛生に係る情報を随時更新した。【食安課】

○事業者や消費者向けの講習会（出張セミナー等）を開催した。【食安課、保健所】

2 県民への情報提供の推進

食品の健康被害や食の安全・安心に関する情報について、県ホームページ、SNS及び紙媒体等、各種媒体の特性を活かし、県民に正確な情報を速やかに提供する。

「食の安全ほっとインフォメーション事業」に協力する事業者や施設の拡大を図り、多くの県民に対して時節に応じた情報提供を行う。

主な取組み

○県ホームページに残留農薬検査などの検査結果や食中毒に関する情報を掲載した。

○スーパーの店頭や公民館などの登録施設に食の安全に関するインフォメーションを毎月掲示した。